

笠置町監査委員告示第1号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和8年1月21日

笠置町監査委員 東 達廣

同 向出 健

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

以上

1. 監査を実施した日時等

日	時	令和7年7月25日(金)
		午後1時30分から午後2時44分まで
場	所	笠置町役場2階 議員控室
監査対象		1 希望のまち推進課の業務内容について
		2 キャンプ場やイベントの今後について(いこいの館含む)
		3 タブレットのアンケート結果の概要について

2. 監査内容

定期監査において監査委員より指摘した事項に対する対応状況及び令和7年度
の予算執行に向けた考え方を伺うべく本監査を実施した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

① 希望のまち推進課の業務内容について

この4月から新しくできた希望のまち推進課の業務内容は、これまでの商工観光課、企画調整課、それと総務財政課の一部の業務を受け持つこととなり、本当に幅広い分野に渡る課となっている。具体的には商工に関すること、観光に関すること、笠置いこいの館に関すること、公共交通の関係、デジタル推進の関係、広報の関係やホームページ等々多岐に渡るが、町長の肝入りの課として大変だと思うが、参事を中心に笠置町としてたくさんの新しいことに取り組まれている中で、失敗を恐れずに前向きに活動していただきたい。

② キャンプ場やイベントの今後について（いこいの館含む）

キャンプ場やイベントの今後について、事業提案公募型のプロポーザルを行い、キャンプ場の運営だけではなく、いこいの館の将来、祭りやイベントの進め方、町を元気にしていく形で事業提案を受けたとのこと。今後は目標を設定して取り組みを進めていく。何を進めていくにしてもしっかりとニーズをヒアリングし意見を聞くことで、笠置にとって何がいいのかを考えながら、それを生かしてニーズがあるようなものになるよう、株式会社一と協力し、一緒に進めていくことを期待する。

また、心配されていたキャンプ場は、7月1日から観光協会に変わり、株式会社一に運営いただいております。同時にキャンプ場の従業員の方々、受付の方や管理の方々の雇用は引き続き株式会社一の方で雇用し、大きなトラブルもなく、現状キャンプ場の運営をしているとのことである。イベントについても、例年紅葉祭り、鍋フェス、桜まつり等同じような時期に催しをやっていきたいということだが、このあたりも株式会社一と一緒に進めていくということである。町がより活気づくように期待したい。ただし、いこいの館については以前から指摘している通り、基金も少なくなっている中で年間の維持費用も1千万以上かかることから、今後どうしていくかというところは他のこととの優先順位も踏まえて判断されたい。

③ タブレットのアンケート結果の概要について

タブレットのアンケート結果の概要として、5月28日から7月22日までアンケートを実施。対象者が563世帯で、回答数が354件62.9%であった。区長さんの協力等も得て回収や説明会を各集会所で実施したことで、住民からの理解は一定得られたということは良かったと考える。

意見としては、「高齢の方でも使えるようにサポートをし続けてほしい」、「職員配送サービスのようなものも連携してほしい」、「病院の予約ができるようにしてほしい」、「高齢者の見守りができないか」等いろいろな意見があったが、アンケートの結果を踏まえてタブレット機能の充実に役立てることを求める。タブレット配布時には説明会を実施すると

のことで、住民の不安を取り除くよう努力されたい。防災無線に代わる機能としていつでも情報を得られるものとして大いに期待している。

以 上